

	対象となる補助金・団体等	具体例	第二期(補助金の見直し)		第三期(団体等あり方の見直し)			平成27年	
			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		
第一期分	◆市長委嘱、市主導設置団体等に対する補助金	①委嘱制度:区長他 ②連合組織:区長会他	実施						
第二期分	◆全市統一的な任意団体、それらへの補助金	①障害者関係団体 ②老人クラブ連合会、単位老人クラブ ③PTA ④遺族会 等	任意団体の活動内容等に配慮した上で、これら任意団体に対する補助金を一括交付に含めることを検討		実施				
	◆施設等設置に対する補助金	①地域公民館建設事業補助金 ②ごみ集積所設置事業補助金 ③ごみ集積所改修事業補助金 ④リサイクルハウス設置事業補助金 ⑤防犯灯設置事業等補助金 等	補助金の目的、性質や交付状況等に配慮した上で、これら補助金を一括交付に含めることを検討						
	◆特定の活動・地域に対する補助金 ◆その他の補助金	①ながのまちづくり活動支援事業補助金 ②子どもわくわく体験事業補助金 ③自主防災組織強化事業補助金 ④駐輪場対策・管理等に対する補助金 ⑤農道舗装に対する原材料支給 等							
第三期分	◆法律に定められた団体・委嘱、それらへの補助金	①民生児童委員協議会、民生児童委員、主任児童委員 ②消防団、消防団員 ③体育指導委員 ④保護司会、保護司	これらの団体へ交付されている補助金等を、住民自治協議会を経由して交付することを検討		住民自治協議会経由で交付	法改正、当該団体等との協議・調整の動向を踏まえて方針決定			実施
	◆国や県等が設置する団体・委嘱、それらへの補助金	①防犯協会、防犯指導員 ②交通安全協会 ③更生保護女性会 ④福祉推進員 ⑤赤十字奉仕団 ⑥明るい選挙推進協議会							
	住民自治協議会支援		住民自治協議会が、補助金交付事務を遂行できるよう事務局体制の整備						
	その他		自治基本条例・地域総合事務所						